

○部隊実習参加者の人事取扱いについて（通達）

平成8年8月2日

海幕人第3638号

改正 平成20年7月31日〔第1次改正〕

海上幕僚長から各部隊の長・各機関の長あて

部隊実習参加者の人事取扱いについて(通達)

標記について、下記のとおり実施されたい。

なお、海幕人第3195号（51. 8. 3）は廃止する。

記

1 適用の範囲

次の各号の一に該当する隊員を部隊実習に参加させる場合に適用する。

- (1) 一般幹部候補生課程を修了した者
- (2) 海士課程を修了した生徒及び一般海曹候補学生
- (3) 潜水艦乗員の課程を修了した者
- (4) 練習員課程又は一般海曹候補生課程を修了した者

2 人事発令の書式

補職権者は、次に掲げる書式の例により発令する。

「練習艦隊（部隊実習）を命ずる」

「東京通信隊勤務（部隊実習）を命ずる」

「こんごう乗組（部隊実習）を命ずる」

「第3潜水隊勤務（部隊実習）を命ずる」

3 配置指定

実習部隊等における配置指定は行わない。

4 身分上の事項の取扱い

部隊実習に参加中の隊員に対する身分上の事項の取扱いについては、次の表による。

部隊実習参加者	対象事項	担当部隊等
一般幹部候補生課程を終了した者	身分上に関するすべての事項	実習部隊
潜水艦乗員の課程を修了した者		
練習員課程又は一般海曹候補生課程を修了した者		
海士課程を修了した生徒	休暇、外出、上陸及び身分証明書に関すること。	実習部隊
	上記以外のすべての身分上に関すること。	第1術科学校
海士課程を修了した一般海曹候補学生	休暇、外出、上陸及び身分証明書に関すること。	実習部隊
	上記以外のすべての身分上に関すること。	教育隊